

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	市営住宅管理に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

美作市は、市営住宅管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

岡山県美作市長

## 公表日

令和8年3月1日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	市営住宅管理に関する事務
②事務の概要	<p>公営住宅法、住宅地区改良法、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律、美作市営住宅管理条例及び美作市特定公共賃貸住宅管理条例に基づく事務のうち、特定個人情報ファイルを利用して実施する事務内容は以下のとおりである。</p> <p>① 市営住宅入居者の収入認定及び家賃の決定事務            ② 収入超過者の認定並びに家賃決定事務            ③ 市営住宅への入居者の決定事務(入居資格審査)            ④ 高額所得者に認定並びに家賃決定事務            ⑤ 家賃又は敷金の減免決定事務            ⑥ 入居時に同居していた親族以外の者を同居させようとする際の承認事務            ⑦ 入居者が死亡又は退去した際に同居者が引き続き居住を希望する際の承認事務            ⑧ 高額所得者又は明渡し請求該当行為入居者への明け渡しの請求を決定する事務            ⑨ 収入超過者へ他の住宅をあっせんする事務            ⑩ 認知症や知的障害者等で収入等の報告が行なえない入居者に対する収入認定事務            ⑪ 高額所得者への明渡し請求期限到来後、明渡しを行う日まで請求する金銭徴収事務            ⑫ 高額所得者からの明渡し期限延長申出の審査事務</p>
③システムの名称	住宅使用料システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
市営住宅入居者契約関係綴り、市営住宅収入申告書綴り	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の19の項、35の項及び61-2の項 行政手続きにおける特定の個人情報を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府令第5号)第18条各号、第26条各号、第46条の3各号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[ 実施する ]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第8号及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)情報提供なし(別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条第8号及び別表第二31の項及び54の項、85の2の項</p> <p>・行政手続きにおける特定の個人情報を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府令第7号)(情報提供の根拠) 第22条各号、第28条各号、第43条の4各号</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	都市整備部 都市住宅課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課 岡山県美作市美来1番地
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	都市整備部都市住宅課 岡山県美作市美来1番地
9. 規則第9条第2項の適用	
	[ ]適用した
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人未満(任意実施) ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年10月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年10月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ]委託しない</span>		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ]提供・移転しない</span>		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ ]接続しない(入手) [ <input type="radio"/> ]接続しない(提供)</span>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 <input type="checkbox"/> 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用の際には本人から情報を取得することに加え、特定個人情報を含む書類は施錠できる書棚等に保管している。
9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	平成27年2月1日時点	令和元年6月1日時点	事後	
令和1年6月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年2月1日時点	令和元年6月1日時点	事後	
令和1年6月1日	5. ②所属長	課長 小林英樹	課長	事後	
令和1年6月1日	IV リスク対策 各追加	—	各項目を追記	事後	
令和2年5月1日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の制限	市営住宅の管理に関する事務	市営住宅管理に関する事務	事後	
令和2年5月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③	オンラインシステム	住宅使用料システム、中間サーバー	事後	
令和2年5月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	令和元年6月1日時点	令和2年5月1日時点	事後	
令和2年5月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和元年6月1日時点	令和2年5月1日時点	事後	
令和2年5月1日	IVリスク対策 8. 監査	[ ] 自己点検	[○] 自己点検	事後	
令和2年5月1日	表紙 公表日	平成27年12月1日	令和2年5月1日	事後	
令和2年5月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	(追加)	、第26条各号、第46条の3各号	事後	
令和2年5月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情	(追加)	、85の2の項	事後	
令和2年5月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情	(追加)	、第28条各号、第43条の4各号	事後	
令和3年7月1日	I 関連情報 5-①部署	建設部	都市整備部	事後	
令和3年7月1日	I 関連情報 8.連絡先	建設部	都市整備部	事後	
令和3年7月1日	表紙 公表日	令和2年5月1日	令和3年7月1日	事後	
令和3年7月1日	I 関連情報 4-②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	令和3年9月1日施行の法改正に伴うもの
令和4年2月10日	I 関連情報 1-②事務の概要	① 市営住宅入居時の入居資格確認事務 ② 市営住宅入居時の家賃決定、敷金決定事務	① 市営住宅入居者の収入認定及び家賃の決定事務 ② 市営住宅入居者の収入認定事務	事後	
令和4年2月10日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	市営住宅申請認定ファイル、市営住宅使用料決定ファイル、市営住宅使用料収納管理ファイ	市営住宅入居者契約関係綴り、市営住宅収入申告書綴り	事後	
令和7年5月7日	I 関連情報 7.請求先	総務部総務課 岡山県美作市栄町38番地2	総務部総務課 岡山県美作市美来1番地	事後	新庁舎移転に伴うもの
令和7年5月7日	I 関連情報 8.連絡先	都市整備部都市住宅課 岡山県美作市栄町38番地2	都市整備部都市住宅課 岡山県美作市美来1番地	事後	新庁舎移転に伴うもの
令和7年10月31日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年5月1日時点	令和7年10月31日時点	事後	
令和7年10月31日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年5月1日時点	令和7年10月31日時点	事後	
令和8年3月1日	表紙 公表日	令和3年7月1日	令和8年3月1日	事前	
令和8年3月1日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	—	十分である	事前	
令和8年3月1日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業判断の根拠	—	マイナンバー利用の際には本人から情報を取得することに加え、特定個人情報を含む書類は施錠できる書棚等に保管している。	事前	
令和8年3月1日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考	—	1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策	事前	
令和8年3月1日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考	—	十分である	事前	
令和8年3月1日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策判断の根拠	—	対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。	事前	